

平成 2 3 年 度

一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

生 駒 市

目 次

1	一般会計	1
2	公共施設整備基金特別会計	15
3	生駒駅前市街地再開発事業特別会計	19
4	介護保険特別会計	25
5	国民健康保険特別会計	33
6	後期高齢者医療特別会計	41
7	下水道事業特別会計	47
8	自動車駐車場事業特別会計	53

一 般 会 計

議案第 1 号

平成23年度生駒市一般会計予算

平成23年度生駒市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,758,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じ

た場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 市税		16,483,395
	1 市民税	8,859,557
	2 固定資産税	5,863,288
	3 軽自動車税	99,215
	4 市たばこ税	414,356
	5 特別土地保有税	1,100
	6 都市計画税	1,245,879
2 地方譲与税		277,408
	1 自動車重量譲与税	196,488
	2 地方揮発油譲与税	80,920
3 利子割交付金		78,219
	1 利子割交付金	78,219
4 配当割交付金		74,214
	1 配当割交付金	74,214
5 株式等譲渡所得割交付金		19,860
	1 株式等譲渡所得割交付金	19,860
6 地方消費税交付金		691,766

[単位 千円]

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	691,766
7 ゴルフ場利用税交付金		6,917
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,917
8 自動車取得税交付金		74,485
	1 自動車取得税交付金	74,485
9 地方特例交付金		213,844
	1 地方特例交付金	213,844
10 地方交付税		3,506,000
	1 地方交付税	3,506,000
11 交通安全対策特別交付金		17,000
	1 交通安全対策特別交付金	17,000
12 分担金及び負担金		333,054
	1 負担金	333,054
13 使用料及び手数料		637,199
	1 使用料	522,744
	2 手数料	114,455
14 国庫支出金		4,588,085
	1 国庫負担金	4,088,712
	2 国庫補助金	468,496

[単位 千円]

款	項	金額
	3 委託金	30,877
15 県支出金		1,715,146
	1 県負担金	1,010,488
	2 県補助金	483,274
	3 委託金	221,384
16 財産収入		84,424
	1 財産運用収入	56,783
	2 財産売却収入	27,641
17 寄附金		23,382
	1 寄附金	23,382
18 繰入金		476,451
	1 基金繰入金	476,451
19 繰越金		237,000
	1 繰越金	237,000
20 諸収入		856,951
	1 延滞金加算金及び過料	10,050
	2 市預金利子	3,473
	3 貸付金元利収入	57,892
	4 雑入	785,536

[単位 千円]

款	項	金額
21 市債		2,363,200
	1 市債	2,363,200
歳入合計		32,758,000

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 議会費		4 4 3, 5 9 5
	1 議会費	4 4 3, 5 9 5
2 総務費		3, 7 1 5, 1 2 1
	1 総務管理費	2, 8 1 7, 0 8 6
	2 徴税費	5 2 3, 0 1 9
	3 戸籍住民基本台帳費	2 0 7, 4 7 5
	4 選挙費	1 2 5, 1 2 8
	5 統計調査費	3, 1 4 9
	6 監査委員費	3 9, 2 6 4
3 民生費		1 1, 8 1 1, 0 4 9
	1 社会福祉費	4, 1 4 6, 8 4 5
	2 児童福祉費	5, 6 6 6, 7 4 6
	3 生活保護費	1, 3 9 6, 0 1 9
	4 災害救助費	5 6 6
	5 国民健康保険費	6 0 0, 8 7 3
4 衛生費		3, 4 5 9, 7 0 5
	1 保健衛生費	1, 3 8 7, 9 5 0
	2 清掃費	2, 0 7 1, 7 5 5

[単位 千円]

款	項	金額
5 産業経済費		349,524
	1 農業費	141,354
	2 商工費	208,170
6 土木費		3,433,158
	1 土木管理費	263,320
	2 道路橋梁及び河川費	1,035,937
	3 都市計画費	1,370,349
	4 住宅費	72,810
	5 下水道費	690,742
7 消防費		1,369,830
	1 消防費	1,369,830
8 教育費		3,963,706
	1 教育総務費	255,107
	2 小学校費	484,092
	3 中学校費	297,391
	4 幼稚園費	807,760
	5 社会教育費	1,015,187
	6 保健体育費	1,104,169
9 災害復旧費		9,150

[単位 千円]

款	項	金額
	1 土木災害復旧費	3,650
	2 農林業施設災害復旧費	5,500
10 公債費		4,153,162
	1 公債費	4,153,162
11 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	32,758,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市内中小企業者に対する奈良県信用保証協会との契約による特別小口融資損失補償	市内中小企業者が、奈良県信用保証協会の行う融資保証に係る保証債務の返済を完了するまで。	市内中小企業者の、奈良県信用保証協会が行う融資保証に係る保証債務のうち、未返済元利総額の20%相当額
生駒市の委託を受けて生駒市土地開発公社が行う公共用地先行取得事業(平成23年度分)	平成23年度から2年以内	事項欄記載事項の用地等の事業資金114,000千円及びこれに対する利子相当額
広報紙・議会報印刷等業務	平成23年度から 平成24年度まで	26,411千円
住民基本台帳法改正に伴うシステム改修業務	平成23年度から 平成24年度まで	30,215千円
生駒市立老人憩の家管理業務	平成23年度から 平成27年度まで	7,480千円
RAKU-RAKU はうす管理業務	平成23年度から 平成27年度まで	51,975千円
福祉センター管理等業務	平成23年度から 平成27年度まで	266,825千円
都市計画マスタープラン実現化・景観基本計画策定等業務	平成23年度から 平成24年度まで	12,450千円
生駒山麓公園ふれあいセンター管理業務	平成23年度から 平成26年度まで	337,320千円
中央公民館南別館管理業務	平成23年度から 平成27年度まで	2,250千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃施設 整備事業	千円 2,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合に はその債権者と協定するものと する。ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。
道路橋梁 整備事業	186,200	〃	〃	〃
街路整備事業	121,600	〃	〃	〃
公園整備事業	21,600	〃	〃	〃
臨時財政対策	2,031,000	〃	〃	〃
計	2,363,200			

公共施設整備基金特別会計

議案第 2 号

平成 23 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

平成 23 年度生駒市の公共施設整備基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235,829 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 23 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 財産収入		1, 549
	1 財産運用収入	1, 549
2 寄附金		234, 280
	1 寄附金	234, 280
歳 入 合 計		235, 829

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 公共施設整備基金費		235, 829
	1 公共施設整備基金費	235, 829
歳 出 合 計		235, 829

生駒駅前市街地再開発事業特別会計

議案第 3 号

平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計予算

平成23年度生駒市の生駒駅前市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ268,903千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 国庫支出金		72,700
	1 国庫補助金	72,700
2 県支出金		22,600
	1 県補助金	22,600
3 繰入金		148,507
	1 一般会計繰入金	148,507
4 諸収入		4,896
	1 雑入	4,896
5 市債		20,200
	1 市債	20,200
歳 入 合 計		268,903

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 事業費		208,647
	1 事業費	208,647
2 公債費		60,256
	1 公債費	60,256
歳 出 合 計		268,903

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生駒駅前北口第二地区 第一種市街地再開発事業 公共施設管理者負担金	平成23年度から 平成26年度まで	849,000千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
都市計画事業	千円 20,200	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合につ いて、利率の見直しを行 った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。
計	20,200			

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 4 号

平成23年度生駒市介護保険特別会計予算

平成23年度生駒市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,937,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 保険料		1, 374, 519
	1 介護保険料	1, 374, 519
2 使用料及び手数料		45
	1 手数料	45
3 国庫支出金		1, 103, 730
	1 国庫負担金	1, 012, 338
	2 国庫補助金	91, 392
4 支払基金交付金		1, 699, 465
	1 支払基金交付金	1, 699, 465
5 県支出金		842, 235
	1 県負担金	819, 080
	2 県補助金	23, 155
6 財産収入		1, 815
	1 財産運用収入	1, 815
7 繰入金		914, 589
	1 一般会計繰入金	887, 286
	2 基金繰入金	27, 303

[単位 千円]

款	項	金額		
8 繰越金		1 0		
	1 繰越金	1 0		
9 諸収入		9 1 8		
	1 延滞金及び加算金	9 0		
	2 雑入	8 2 8		
歳	入	合	計	5, 9 3 7, 3 2 6

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		1 6 1 , 7 3 1
	1 総務管理費	9 8 , 0 6 0
	2 徴収費	3 , 8 2 3
	3 介護認定審査会費	5 8 , 1 4 3
	4 趣旨普及費	1 , 7 0 5
2 保険給付費		5 , 6 3 5 , 1 3 3
	1 介護サービス等諸費	5 , 2 8 4 , 0 8 5
	2 高額介護サービス費	1 2 4 , 3 0 6
	3 介護保険諸費	9 , 5 4 3
	4 特定入所者介護サービス等費	2 1 7 , 1 9 9
3 地域支援事業費		1 2 6 , 9 2 7
	1 介護予防事業費	2 9 , 7 4 8
	2 包括的支援等事業費	9 7 , 1 7 9
4 基金積立金		1 , 8 1 5
	1 基金積立金	1 , 8 1 5
5 諸支出金		1 , 7 2 0
	1 償還金及び還付加算金	1 , 7 2 0
6 予備費		1 0 , 0 0 0

[単位 千円]

款	項	金額
	1 予備費	10,000
歳	出	合
		計
		5,937,326

国民健康保険特別会計

議案第 5 号

平成23年度生駒市国民健康保険特別会計予算

平成23年度生駒市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,759,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2, 9 5 9, 0 0 7
	1 国民健康保険税	2, 9 5 9, 0 0 7
2 使用料及び手数料		4 2 5
	1 手数料	4 2 5
3 国庫支出金		1, 8 6 6, 7 0 7
	1 国庫負担金	1, 6 8 6, 7 9 3
	2 国庫補助金	1 7 9, 9 1 4
4 療養給付費交付金		7 0 9, 0 5 3
	1 療養給付費交付金	7 0 9, 0 5 3
5 前期高齢者交付金		3, 2 3 4, 4 8 3
	1 前期高齢者交付金	3, 2 3 4, 4 8 3
6 県支出金		3 9 7, 7 0 5
	1 県負担金	6 3, 5 0 0
	2 県補助金	3 3 4, 2 0 5
7 共同事業交付金		9 7 2, 5 7 0
	1 共同事業交付金	9 7 2, 5 7 0
8 財産収入		1

[単位 千円]

款	項	金額
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		600,874
	1 一般会計繰入金	600,873
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		19,160
	1 延滞金及び過料	4,060
	2 預金利子	10
	3 雑入	13,990
	4 療養費等指定公費返還金	1,100
歳入合計		10,759,986

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		158,047
	1 総務管理費	138,399
	2 徴税費	18,571
	3 運営協議会費	364
	4 趣旨普及費	713
2 保険給付費		7,698,347
	1 療養諸費	6,828,483
	2 高額療養費	819,740
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	46,224
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		1,226,282
	1 後期高齢者支援金等	1,226,282
4 前期高齢者納付金等		3,553
	1 前期高齢者納付金等	3,553
5 老人保健拠出金		70
	1 老人保健拠出金	70
6 介護納付金		492,036

[単位 千円]

款	項	金額
	1 介護納付金	492,036
7 共同事業拠出金		999,843
	1 共同事業拠出金	999,843
8 保健事業費		125,743
	1 特定健康診査等事業費	110,493
	2 保健事業費	15,250
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		100
	1 公債費	100
11 諸支出金		25,964
	1 償還金及び還付加算金	24,864
	2 療養費等指定公費立替金	1,100
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合計	10,759,986

後期高齢者医療特別会計

議案第 6 号

平成23年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,125,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		9 0 6 , 5 9 1
	1 後期高齢者医療保険料	9 0 6 , 5 9 1
2 使用料及び手数料		1 1
	1 手数料	1 1
3 繰入金		2 1 0 , 4 9 4
	1 一般会計繰入金	2 1 0 , 4 9 4
4 繰越金		3 , 0 0 0
	1 繰越金	3 , 0 0 0
5 諸収入		5 , 0 4 1
	1 延滞金加算金及び過料	1 1
	2 償還金及び還付加算金	5 , 0 1 0
	3 雑入	2 0
歳 入 合 計		1 , 1 2 5 , 1 3 7

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		33,610
	1 総務管理費	33,610
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		1,081,517
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	1,081,517
3 諸支出金		5,010
	1 償還金及び還付加算金	5,010
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,125,137

下水道事業特別会計

議案第 7 号

平成23年度生駒市下水道事業特別会計予算

平成23年度生駒市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,451,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		79,509
	1 負担金	79,509
2 使用料及び手数料		764,445
	1 使用料	764,109
	2 手数料	336
3 国庫支出金		310,000
	1 国庫補助金	310,000
4 県支出金		13,017
	1 県補助金	13,017
5 繰入金		690,742
	1 一般会計繰入金	690,742
6 諸収入		16,047
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	16,046
7 市債		578,000
	1 市債	578,000
歳 入 合 計		2,451,760

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 下水道費		1, 8 3 8, 9 0 1
	1 下水道費	1, 8 3 8, 9 0 1
2 公債費		6 0 8, 8 5 9
	1 公債費	6 0 8, 8 5 9
3 予備費		4, 0 0 0
	1 予備費	4, 0 0 0
歳 出 合 計		2, 4 5 1, 7 6 0

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで。	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 554,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	24,000	〃	〃	〃
計	578,000			

自動車駐車場事業特別会計

議案第 8 号

平成23年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算

平成23年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		233,000
	1 使用料	233,000
2 繰入金		55,717
	1 一般会計繰入金	55,717
歳 入 合 計		288,717

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 事業費		142,118
	1 事業費	142,118
2 公債費		146,599
	1 公債費	146,599
歳 出 合 計		288,717

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生駒市営駐車場管理業務	平成23年度から 平成27年度まで	222,563千円

